

(別添1-2)

## 静岡県森林組合連合会 木材共販規程 (抜粋)

第1条 静岡県森林組合連合会(以下「本会」という。)が行なう木材共販事業は、この規程の定めるところによる。

～ 中略 ～

第5条 出荷者に対しては、次の各項により取り扱うものとする。

1. 出荷者は、会員及び所属員(員内)とする。  
但し、会員及び所属員以外(員外)のものでも出荷することができる。(定款第57条)
2. 出荷材は、本会が日本農林規格に基づき公正に検知し、荷受けする。
3. 荷受け検収が完了した時より、販売後引渡し期限までの間、本会が責任をもって保管に当たるものとする。  
但し、不可抗力により損害を生じたときは、両者協議の上処理する。
4. 出荷者は、出荷材に対し指値をすることができる。  
但し、元落ちの場合は指値価格の1%を本会に支払うものとする。
5. 出荷者は、木材販売手数料として員内が売上金額の7%を、員外が売上金額の8%を本会に支払う。  
但し、国有林及び県有林の木材販売手数料は販売委託契約書に基づくものとする。
6. 前項の販売手数料で、一般素材以外の林産物の販売手数料は本会が別途定める。
7. 出荷者は、極積料として下記金額を本会に支払う。

区 分	単 位	員 内	員 外	摘 要
一 般 材	1 m <sup>3</sup> 当り	500 <sup>円</sup>	600 <sup>円</sup>	但し、員外で2.8m以下の木材については1 m <sup>3</sup> 当り1,200とする。
細 丸 太	1 本当り	12 <sup>円</sup>	15 <sup>円</sup>	
足場丸太	1 本当り	15 <sup>円</sup>	20 <sup>円</sup>	

但し、国有林及び県有林の極積料については販売委託契約書に基づくものとする。

～ 以下略 ～